

副業のサポート契約トラブル



【相談事例】

スマートフォンで毎月30万円稼げるという副業の広告を見てサイトにアクセスし、無料通話アプリで相手業者と繋がった。その後、相手から電話があり「アフィリエイトの副業だが、ブログを作成し広告を添付して、それを見て商品を買う人がいたら収入が得られる。しかし、有料のサポートプランに入らなければ稼げない。高額なプランほどさまざまなサポートが受けられる」「副業を始めればすぐに元が取れる」などと言われ、200万円のプランを勧められた。お金がないと言うと消費者金融で借りるよう言われ、指示通りスマートフォンに画面共有アプリを入れて操作して、数社から借りて支払った。複数のサポートを受けたが、結局稼げない。

【トラブルにあわないために】

電話で勧誘されて契約した場合は、特定商取引法の定める書面の受領日を1日目として、8日以内ならクーリング・オフができます。

クーリング・オフができない場合でも、勧誘に問題があった場合など、法律に違反するときは返金を求められるケースもあります。

広告や申し込み時の画面などを写真に撮って(スクリーンショット)保存しましょう。交渉時に役立つ証拠になります。



「もうかるまでサポートする」といった誘い文句には注意するワン!